

令和4年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和4年9月29日（木曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第2号 名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例の制定について（経済建設常任委員長報告）
- 日程第3 議案第13号 令和3年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第14号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第15号 令和3年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第16号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第17号 令和3年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第18号 令和3年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第19号 令和3年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第20号 令和3年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第21号 令和3年度名寄市下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第4 議案第22号 令和4年度名寄市一般

- 会計補正予算（第8号）
- 日程第5 議案第23号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 意見書案第2号 労働・公務災害補償認定への努力義務の周知と認定充実を求める意見書
- 意見書案第3号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的助成を求める意見書
- 日程第7 報告第4号 例月出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第9 議員の派遣について
- 日程第10 委員の派遣報告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第2号 名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例の制定について（経済建設常任委員長報告）
- 日程第3 議案第13号 令和3年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第14号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 議案第15号 令和3年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決

算審査特別委員長報告)

議案第16号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について(決算審査特別委員長報告)

議案第17号 令和3年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について(決算審査特別委員長報告)

議案第18号 令和3年度名寄市立大学特別会計決算の認定について(決算審査特別委員長報告)

議案第19号 令和3年度名寄市病院事業会計決算の認定について(決算審査特別委員長報告)

議案第20号 令和3年度名寄市水道事業会計決算の認定について(決算審査特別委員長報告)

議案第21号 令和3年度名寄市下水道事業会計決算の認定について(決算審査特別委員長報告)

日程第4 議案第22号 令和4年度名寄市一般会計補正予算(第8号)

日程第5 議案第23号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第24号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第6 意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

意見書案第2号 労働・公務災害補償認定への努力義務の周知と認定充実を求める意見書

意見書案第3号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的助成を求める意見書

日程第7 報告第4号 例月出納検査報告について

日程第8 閉会中継続審査(調査)の申し出について

日程第9 議員の派遣について

日程第10 委員の派遣報告

1. 出席議員(18名)

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤		靖	議員
	1番	富岡	達	彦	議員
	2番	倉澤		宏	議員
	3番	山崎	真由	美	議員
	4番	佐久間		誠	議員
	5番	三浦	勝	秀	議員
	6番	今村	芳	彦	議員
	7番	五十嵐	千	絵	議員
	8番	遠藤	隆	男	議員
	9番	清水	一	夫	議員
	10番	川村	幸	栄	議員
	12番	高野	美枝	子	議員
	13番	高橋	伸	典	議員
	14番	塩田	昌	彦	議員
	15番	東川	孝	義	議員
	16番	山田	典	幸	議員
	17番	黒井		徹	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	慈	生
書記	開	発	恵美
書記	石橋	恵	美
書記	加藤		諒

1. 説明員

市長	加藤	剛	士君
副市長	橋本	正	道君
教育長	岸	小夜	子君
総務部長	渡辺	博	史君
総合政策部長	石橋		毅君
市民部長	廣嶋	淳	一君
健康福祉部長	馬場	義	人君

経 済 部 長	山	田	裕	治	君
建 設 水 道 部 長	東		聡	男	君
教 育 部 長	木	村		睦	君
市 立 総 合 病 院 院 長	岡	村	弘	重	君
市 立 大 学 大 学 長	水	間		剛	君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長	松	田	慎	司	君
産 業 振 興 室 長	田	畑	次	郎	君
上 下 水 道 室 長	佐	藤	美	香	君
会 計 室 長	鈴	木	康	寛	君
監 査 委 員	岡	川		進	君

---

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山 崎 真由美 議員

9番 清 水 一 夫 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 議案第2号 名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、山田典幸委員長。

○経済建設常任委員長（山田典幸議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、令和4年第3回定例会で経済建設常任委員会へ付託されました議案第2号 名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例の制定について、経済建設常任委員会・総務文教常任委員会連合審査会を9月6日、12日及び20日に、委員会を9月21日に開催し、慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について一括して御報告いたします。

6日の連合審査会では、審査に当たり説明員から逐条解説や図面などの資料を基に条例の内容について説明を受け、質疑に入りました。12日の連合審査会では、資料要求をした他自治体の特例条例や特例条例第5条第4号と現行条例第8条第4号の規定の違いなどについて説明を受け、質疑に入るとともに、20日の連合審査会でも引き続き総務文教常任委員会と合同で質疑を行いました。また、21日の委員会では、質疑のほか委員間協議、採決を行いました。

連合審査会及び委員会における主な質疑の概要

ですが、現行条例の施行後、半年を経過しないうちに特例条例の制定を提案するに至った理由について複数の委員から質疑があり、説明員から今年度に入り、改めて工場の稼働停止による経済的損失から早期に経済を再生させ、雇用の創出を図るために進めている3つの柱の事業の具現化に向けた行政としての強いメッセージが必要と考えた。したがって、地域や期間を限定し、特例条例の提案を行った。企業進出の呼び水となるようなインセンティブを付与する特例条例を提案することで早期の経済再生を期待したいとの答弁がありました。次に、助成申請の見通しについて質疑があり、説明員から現在の進捗状況としてはバイオマス発電は年内に一定程度の事業方針が示される。物流では製品を保管するためには倉庫の改修等を行わなければ事業展開を見通せないが、この課題をクリアすれば名寄を拠点として事業展開の可能性はある。データセンターは、情報通信のインフラ整備がまだ追いついていない部分があるので、後期計画の期間中では難しい。再生可能エネルギーと物流の拠点化では、視察してもらった倉庫や敷地等を有効に活用した事業が名寄で定着してほしいとの答弁がありました。次に、助成に至る経過の説明について質疑があり、説明員からあくまでも王子マテリアの所有地で事業化されると決定したのに対し助成をするという考え方であるので、シンプルに説明したほうがよいとの答弁がありました。次に、助成する判断の主体について質疑があり、説明員から3本の柱については市でも積極的に提案していくが、それ以外のものであっても王子マテリアが認めるものであれば特例条例で検討することになるので、主体は助成の審査をして、認めるか否かの判断をする市であるとの答弁がありました。次に、助成の考え方について複数の委員から質疑があり、説明員から賃貸業者が王子マテリアから倉庫等を賃借し、王子マテリアの賃借料に上乗せをした賃借料で物流を行う事業者等に貸す場合は賃借料の助成を利用する必要がないの

で、助成を受けるかどうかは事業者間の関係による。賃貸業者が特例条例の別表に定める事業所設置助成ということで2,500万円以上の投資をして、さらに立地に伴い増加する常時雇用者が5人以上の場合については最大限80%で9,000万円を超えれば、9,000万円を申請することができる。市としては、市内経済の発展に資するという判断の下に初期投資に限定していない。特例条例で規定していないものについては、現行条例に基づき助成を行うことができる。北海道産業振興条例の助成を受ける場合は、投資額から道の助成額を除いたものを特例条例の補助対象額とする。操業して10年たつまでの間に休止や廃止をすると、補助金や固定資産税を免除した分について返還等をしなければならないので、歯止めになると考えている。特例条例では災害により操業等の継続ができなくなった場合は除くとなっており、現行条例の市長がやむを得ない理由があると認める場合を除くという裁量行為は規定していない。特例条例は、この部分についても厳しくなっていると答弁がありました。次に、補助総額の上限について質疑があり、説明員から要件を満たせば助成することになるので、総額の上限は定めていないとの答弁がありました。次に、市内業者の取扱いについて質疑があり、説明員から市内事業者を使ってほしいとの要件を加えることによって検討中の事業計画が変更することも想定されるので、市としては事業者が円滑に事業を進めることを優先する。また、市内事業者ができる部分とできない部分の専門的な判断は市では難しく、市内事業者の活用を要件とするような規定を設けることは難しい。条例に規定しないものの、市内事業者の活用を働きかけるほか、いずれかの段階で企業の立地が公表されるので、そういったときに市内事業者からの積極的な営業活動に期待したいとの答弁がありました。次に、中小、零細事業者等の参入について複数の委員から質疑があり、説明員から特例条例は移転や増設も対象としている

ので、市外の事業者だけではなく、市内事業者も活用することができる。要件として投資額が2,500万円以上となっているので、そこが市内事業者にとってハードルが高いものになっているかについてはその市内事業者が将来を見据えてどのような事業を展開するかによると思うので、そこについては各事業者の状況によるが、今回の特例条例では補助率を80%としていることもあり、呼び水になると考えている。土地の賃借等については、王子マテリアの確約を取って事業化することがセオリーである。3本の柱に資するような取組については、市も王子マテリアに対して一緒にアプローチをかけるとの答弁がありました。次に、今後の財政見通し等について複数の委員から質疑があり、説明員から財政面では相当厳しいが、議会での議論も含めて今やらなければならない喫緊の課題であり、市全体として意思統一、情報共有をして今回の提案に至った。今後も執行残と特定財源の確保に努め、財政負担を小さくしたい。今年の11月末に示す中期財政計画は、今回の特例条例による助成を算入した上、策定できるよう準備を進めている。補助金に対する地方創生交付金等の活用は確約されていない。あくまでも緊急かつ一時的な支援と認識している。地域経済のことを考えると、市としては必要なことではないかとの答弁がありました。次に、市内での意思統一について質疑があり、説明員から工場跡地の利活用は喫緊の課題であり、全庁的に課題を共有しながら進めてきて、今回の提案に至ったとの答弁がありました。次に、市民生活や地域経済への影響等について複数の委員から質疑があり、説明員から新たな産業振興により雇用が創出されることは地域経済再生には重要なことであり、市内における生産年齢人口の増加に寄与する。特例条例の制定により企業を後押しする呼び水になるのではないかと考えている。経済活動の基盤となる企業を残していくことが名寄を支える若者が定着する策になると考えているとともに、ここで踏ん張らない

とそういった環境はなかなか残らないので、よいものを残すために投資をしていかなければならないという考えであるとの答弁がありました。次に、市民理解等について複数の委員から質疑があり、説明員から新型コロナに対しては様々な対策を取ってきた。工場跡地に何もなくなるよりは、早い時期に新たな事業を呼び込みたい。まちづくり懇談会や様々な機会を通じて市民にも今の状況や市の考え方について周知をしたいとの答弁がありました。次に、経済的な損失について質疑があり、説明員から本市における製造品出荷額約180億円のうち、紙パルプ業は8割程度を占めていた。王子マテリア名寄工場やその関連する産業がそれだけのものを占めていたということで、大きな損失があると考えているとの答弁がありました。次に、特例条例第5条第4号と現行条例第8条第4号の規定の違いについて質疑があり、説明員から操業から10年たつまでの間に事業を廃止、休止したときに補助金の返還等を求めるとの考えによるとの答弁がありました。次に、本市が進めている敷地利活用の3本の柱に限定した条例になっているのかについて質疑があり、説明員から3本の柱には限定していないとの答弁がありました。次に、対象業種に追加された不動産賃貸業、管理業について複数の委員から質疑があり、説明員から土地も建物も賃貸になる可能性が非常に高い。物流の拠点化をしていこうと考えたときに倉庫の利活用が考えられるため、倉庫業をなりわいとする事業者が今まで本市になかった物流の備蓄という新しい事業展開を行うことをイメージしている。現存している倉庫が1棟当たり1,600坪ぐらいあるので、全て物流で使い切るとはハードルが高い。倉庫を運営する事業者が倉庫を分割して貸し出すなど事業展開の裾野を広げたという考え方である。現行条例では、そもそもそこで事業をする方が土地や建物を取得することに対して補助することがベースにある。今回の特例条例では、工場跡地の利活用を積極的に進めてもらうために

追加したという考えである。倉庫の中を分割して使っていただくような事業が考えられるので、そうすると賃貸というところもフォローしていかないと倉庫をうまく使った事業をなかなか提案していけない。同じ建物内で部屋を分割した場合、営業倉庫としての認可が下りないことを運輸局に確認している。したがって、賃貸業が非常に有効になってくるという認識である。転貸しは、契約書に規定していれば問題ない。今回はさらなる事業展開、誘致についてハードルを下げるために賃貸業を追加するとともに、転貸しによる事業展開も考慮したとの答弁がありました。次に、貸家業の参入について質疑があり、説明員から敷地に住むような供用については王子マテリアは認めないとの答弁がありました。次に、王子マテリアと民間事業者への市の介入と公平性等について複数の委員から質疑があり、説明員から敷地でどのような事業が行われるかについて市の介入する余地はない。3本の柱に限定せず、特例条例で認めている業種は広く認めるので、公平性は保たれている。令和2年度に中小企業振興条例で特例的に8割補助を行ったが、公平性について問題にはならなかった。今回は特別な事情、目的のために区域や期間を限定して8割補助を行うという公平というよりは活性化させたいとのメッセージである。3本の柱に沿った事業であれば相談に乗ることはあるが、それ以外の場合でも特例条例の助成を受ける可能性があることとまずは王子マテリアから借りなければいけないということを説明し、連絡先を伝えることはできるとの答弁がありました。次に、区域を限定した助成について質疑があり、説明員から区域周辺は物流の拠点として適していると思う。そういった状況を踏まえて、この敷地にこれだけ立派な倉庫があるため、うまく使って誰か事業化しませんかというイメージであるので、敷地の中に全て物流の拠点化を収めるという考えではない。立地の環境にフォーカスしてもらい、投資を呼び込みたいという

思いであるとの答弁がありました。その他助成に係るスタートラインのギャップ、助成に係る審査、投資額の想定、市内事業者への周知、敷地周辺の道路整備、工場敷地での取壊し、水利権などについて質疑が行われました。

本委員会では、質疑、委員間協議終了後に採決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして令和4年第3回定例会議案第2号 名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例の制定についての審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（東 千春議員） これより委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議がございますので、起立により採決を行います。

議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時17分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

日程第3 議案第13号 令和3年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第14号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第15号 令和3年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第16号

令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第17号 令和3年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第18号 令和3年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第19号 令和3年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第20号 令和3年度名寄市水道事業会計決算の認定について、議案第21号 令和3年度名寄市下水道事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、遠藤隆男委員長。

○決算審査特別委員長（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第13号 令和3年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第14号から議案第18号までの各特別会計決算の認定について、議案第19号から議案第21号までの各事業会計決算の認定について、決算審査特別委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月5日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私遠藤隆男が、副委員長には富岡達彦委員が選任されるとともに、審査日程を9月26日、27日、28日、29日の4日間と決めました。

審査期間中は、市長をはじめ関係する職員の出席を求めるとともに、必要な資料の要求などをした上で、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査過程につきましては、本委員会は全議員をもって構成された特別委員会でありましたので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げますので、御了承願います。

本委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の4特別会計、病院事業会計、

水道事業会計、下水道事業会計についてはいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

したがって、本委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

本委員会の開催中、運営に終始御協力をいただきました富岡副委員長、丁寧な御答弁をいただきました理事者の皆様並びに連日慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきました委員の皆様にお礼を申し上げますとともに、日程どおりに終えることができましたことに感謝申し上げます、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第13号外8件については、全議員をもって構成されました特別委員会で審査をしておりますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。議案第13号 令和3年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 令和3年度名寄市介護保険特別会計決算の認定についてから議案第21号 令和3年度名寄市下水道事業会計

決算の認定についてまでの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第21号までの7件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第22号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 令和4年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ3億8,131万円を追加し、予算総額を245億8,268万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして暖房費用緊急支援事業費4,171万8,000円の追加は、冬期間の暖房用燃料購入により生活に大きな影響を受ける世帯に対し緊急的に暖房費用の一部を助成しようとするものでございます。同じく3款民生費におきまして住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費業費（価格高騰緊急支援分）2億2,850万円の追加は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯等に対し1世帯当たり5万円を給付しようとするものであり、財源につきましては情報化推進事業費に計上した当該給付に係るシステム改修費も含めて同額を国庫補助金にて予算を計上しております。

同じく3款民生費におきまして子育て世帯緊急特別給付金給付事業費6,906万4,000円



の追加は、国が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金の支給対象とならない18歳未満の児童等を扶養する世帯に対する給付金を支給しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして下水道事業会計繰出金4,697万円及び上水道事業会計繰出金7,122万4,000円の追加は、物価高騰に対し広く市民、市内事業者の負担軽減を図るべく令和4年11月から令和5年3月請求分の水道料金及び下水道使用料の基本料金相当分を減額するため、両会計への繰出金を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。16款国庫支出金におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,731万円を追加をするほか、事業の追加に伴う特定財源を計上しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） 今回このような施策を打っていただいて、本当にこれから冬に入り、大変な御苦労されている方々に一筋の光がともった思いであります。若干お聞きしたいことがありますので、よろしく願いいたします。

まず、今回地方創生臨時交付金を使いまして、また国の予算で様々な施策があります。そこで、暖房費用緊急支援事業4,171万8,000円なのですけれども、対象の方々を含め何世帯ぐらい、何名ぐらいの方々がこの1万2,000円を受けられるのかちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

また、次の住民税非課税世帯、これも2億2,000万円ですから、前回と同じ住民税非課税の方々全員、また子育て世代なんかと、あと障がい

者ですか、等が受けられると思っておりますけれども、どういう方々受けられて、そして何人ぐらいが該当されるのかちょっと教えていただきたいと思っております。

そして、子育て世帯の緊急特別給付金、これが国の低額所得外れた方ということですから、その方も何名ぐらいいて、どういう方なのかちょっと教えていただきたいと思っております。

下水道、水道は全世帯、全事業者なのか、それともこういうくくりがあるのかというのちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 私のほうから暖房費用緊急支援事業費の部分と子育て世帯緊急特別給付金給付事業について御説明をさせていただきます。

まず、暖房費用緊急支援事業の部分ですけれども、こちらは原油価格、物価の高騰の影響を受ける低所得であります高齢者世帯、また障がい者世帯等に対してその影響を緩和することを目的に実施をさせていただければというふうに思っています。あわせて、北海道が実施しています市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金というのものも活用させていただきながら、昨年実施をさせていただいた暖房費用の事業から対象者を拡充させていただいて、実施をする予定です。対象者につきましては、昨年65歳以上で、かつ非課税で、一定の収入要件を設定させていただいておりましたけれども……

（何事か呼ぶ者あり）

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 昨年70歳です。ごめんなさい。すみません。でしたけれども、昨年の70歳の部分を65歳以上ということにさせていただき、収入要件は撤廃させていただいて、非課税世帯を該当ということにさせていただきます。障がい者の部分につきましては、昨年障害者手帳の等級を1級、2級、療育手帳が

A、精神保健福祉手帳については1級ということで、ここも限定をさせていただいております、かつ収入要件設定させていただいておりますけれども、今回の部分については障害者手帳を有する方で構成される非課税世帯ということで、収入要件等も外させていただくというような内容にさせていただこうと思っております。あと、継続して独り親世帯ですとか生活保護世帯については昨年同様に支給をする予定でございます。この部分合計して、想定している世帯数としましては3,500世帯程度ということで想定をしているところになります。

続いて、子育て世帯の部分ですけれども、こちらは国が実施をしておりました独り親の非課税世帯に対する補助金、給付事業の該当にならない方ということで、それ以外の方を対象にさせていただいております。今回は、児童手当の受給者に対して支給をしていくというような内容にさせていただいております。金額については、児童1人当たり2万円ということで考えているところです。対象の世帯については、想定しているのが世帯数で1,950世帯程度、児童数にすると約3,400人を想定しているところです。

先ほどの暖房費用、少しちょっと言い忘れましたけれども、助成する、支援する金額については昨年1万円でしたけれども、今年は1万2,000円ということでさせていただきます。北海道のほうで実施をしています補助金事業の金額に合わせさせていただいたところになってございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 臨時特別給付金の関係でございます。今回提案させていただきました価格高騰緊急支援分につきましては、令和3年、4年度に実施しました考え方とほぼ同じでございます。10万円の分につきましてはまだ確定ではないですけれども、今のところ3,600か7

00ぐらいになるのですが、今回計上させていただいたのはちょっと余裕を持っておりまして、4,400世帯分ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 私のほうから水道料金、下水道使用料の減免の対象について説明させていただきます。

先ほど説明ありましたとおり、今回11月の請求分から3月の請求分までの5か月分の基本料金を減免することとなりますが、対象といたしましては名寄市と給水契約、下水道の使用契約を結んでいる上下水道使用者が対象となります。ただし、対象から外すものといたしまして、市をはじめ国、道など公的機関が契約者となっている場合ですとか、公共施設及び指定管理者制度により管理運営している施設の使用者については対象外とすることといたします。ただ、今現在その件数等を精査している最中ですが、今のところ対象予定数ですが、水道につきましては一般の世帯が1万1,600件程度、事業所につきましては総体で1,252事業所なのでありますが、そのうち減額対象外としているのが200で、減額対象としますのが……ごめんなさい。196です。減額対象とするのが1,056件となっております。下水道につきましても同じく一般の対象が1万1,410件、事業所については1,033件、そのうち対象外が139件、減額対象が894となっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。今ある程度説明受けました。暖房費は昨年よりも大分人数が増えるということで、助かる方が大分いるのではないかなというふうに思います。3,500世帯、そしたら名寄市内の大体3分の1の方々が受けられるような形になるという感じはす

るのですけれども、本当にこれすごく助かると思っています。

この部分で、道のものと一緒にという部分ですから、このように増えたと思うのですけれども、住民税非課税、障がい者、低所得者、そして独り親等々含めての部分だと思えるのですけれども、これ3,500世帯というのは、去年で686世帯だったのです。約5倍ぐらいになるのですけれども、予算的な部分、去年は1万円で、今回1万2,000円ということで、いつぐらいからの支給開始を検討されているのかというのをちょっとお聞かせ……住民税非課税部分、子育て世帯、そして水道関係は11月からですから、あれなのですけれども、この暖房費用、住民税非課税世帯、そして子育て世帯の緊急特別分はいつぐらいからの支給を考えておられるのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） いつ頃からという御質問ですけれども、まず初めに暖房費用のほうですけれども、非課税世帯ということなのですけれども、一応65歳以上の非課税世帯ということになってございますので、よろしくお願いたします。予定としましては、昨年同様に広報で申請書を全戸配布させていただこうかなというふうに思っていて、この後議決いただいた後には広報なよろ11月号で何とか入れられるように準備を進めていきたいというふうに考えているところです。が暖房のほうになります。

子育て世帯の部分になりますけれども、こちらについては国の独り親分の支給の分、システムで管理をさせていただいていたということもありまして、こちら同じシステムを少し改修をさせていただきながら次の該当する方にさせていただくという作業する関係も少しございまして、ちょっとシステム改修に一定程度時間がかかりますので、何とか12月ぐらいには御案内ができるように進

めていきたいというふうに現在は考えているところです。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。ぜひできれば早め早めにシステム改修していただいて、子育て世代、住民税非課税世帯、そして暖房費用の部分、市民の方々に行き届くようにお願い申し上げ、質問を終わります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 今回の提案、歓迎をしたいというふうに思います。それで、いろいろ種類がたくさんあるのと先ほども高齢者は65歳に引き下げられたりというようなことで、分からないことがたくさんあります。例えばこのことは、情報として市民の皆さんにお知らせすると。今いつからということが出ていましたけれども、やっぱり例えば暖房費であれば、すぐというふうな思いというのもあるかなというふうに思うのです。ですから、丁寧なやはり周知といいますか、必要なというふうに思っているのですが、その点についてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 周知の方法ですけれども、先ほども少し述べさせていただきましたけれども、広報なよろに申請書、案内書も含めて全戸配布をさせていただく予定でございます。そちらについては11月号に何とかというふうに思っているのですけれども、それ以外にも事前に、あとの方法としてはホームページとかラインを少し活用させていただきながら、11月号にそういったものが入りますよというような御案内はさせていただこうと思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 11月の広報ですから、あともう少しあります。その中で待っていら

っしゃる皆さん方にとってはやはりいつか、いつかというふうになってしまって、混乱も起きないとも限らないかなというふうなちょっと余計な危惧をしているところでもあります。ぜひ地元新聞等も活用していただいてというか、お願いしていただいて、やはり広く市民の皆さんに詳しい内容、私はここに該当するのだろうかというところら辺が非常に気になるところかなというふうに思いますので、丁寧なお知らせをしていただくことをお願いして、終わります。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第23号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第24号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算及び議案第24号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算について、一括して提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、昨今の物価高騰を受けて、広く市民、市内事業者の負担軽減を図るべく水道料金及び下水道使用料の減額を行おうとするものでございます。

1款水道事業収益及び下水道事業収益におきまして令和4年11月から令和5年3月請求分の水道料金及び下水道使用料の基本料金相当分を減額、他会計補助金を追加し、2款水道事業費用及び下水道事業費用におきましてシステム改修費用等の必要経費を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第23号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより議案第23号外1件の一括採決を行います。

議案第23号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号外1件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（東 千春議員） 日程第6 意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、意見書案第2号 労働・公務災害補償認定への努力義務の周知と認定充実を求める意見書、意見書案第3号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的助成を求める意見書、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、

質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外2件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 報告第4号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣が決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高野美枝子委員長、お願いします。

○市民福祉常任委員長（高野美枝子議員） 市民福祉常任委員会の行政視察について報告いたします。

当委員会では、高齢化社会における健康寿命の延伸についてを調査研究のテーマとして7月12日から15日までの4日間、高知県南国市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、岡山県赤磐市で行政視察を行いました。南国市では、地域包括支援センターの取組について視察しました。後期高齢者1人当たりの医療費では、高知県が全国1位、南国市は県内2位となっていることから、地域包括支援センターの機能強化は第8期計画の重点施策であり、介護予防把握事業で保健事業と介護予防との一体的な実施を行っています。75歳以上で介護認定を受けていない方のために保健師と地域支え合い推進員で家庭訪問を行っています。介護予防普及啓発事業では、特に参加が少ない男性に焦点を当て、65歳以上の男性のために参加料無料で男のための健康教室を行い、参加者募集のチラシにも工夫をしているとのことでした。介護認定につながっていない高齢者への訪問事業、市民ボランティアによるフレイルサポーターの募集、また長寿支援課という担当課の名称は市民に分かりやすいなど参考になる点が多くありました。

新居浜市では、第2次元気プラン新居浜21の取組について視察しました。「日々健やかに、笑顔あふれる健康のまち」をスローガンに2014年から2024年までの計画期間で健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底など5項目に取り組んでいます。具体的には、健康長寿地域拠点づくり事業として送迎に頼らない住民主体の通いの場づくりに対する支援で、自治会館などを活用し、週1回5人以上の参加で介護予防体操を実施することを条件に市民体操指導士を養成し、運動支援、機能評価、出前講座を行って

います。生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組では、就労層の運動習慣の定着、健康意識の向上促進のため3から5人1組のチームでウォーキングをし、活動量計で歩数や消費カロリーを測定します。チーム対抗で競い、参加特典としてタニタの活動量計やポイントの贈呈、プログラム協賛店での割引を行っています。健康プログラム事業の効果として20歳代からの参加、歩数増加、BMIの改善、運動日数の増加があったとの説明を受けました。2019年の中間評価では、健康長寿拠点づくり事業、健康プログラム事業については一定の成果を上げており、健康経営事業者との連携、ポイント付与の取組はこの地域の就労年齢層を対象とした健康プログラム事業の中心的役割を果たしている印象を受けました。情報弱者対策、保健事業と介護予防を一体的に実施するための保健、医療、福祉の連携強化など本市も同様の課題を有していますので、今後も新居浜市の状況を注視し、参考にしていきたいと思えます。

西条市では、健幸都市西条の実現の取組について視察いたしました。西条市版SDGsの推進として、健康寿命の延伸、働きがいの創出、経済活力の維持、経営感覚のある行財政運営の実践を設定し、具体的な取組につなげています。健康づくり地区推進事業では、地区ごとの健康づくり推進員が地域の健康づくりの担い手として学習会やイベントなど健康づくりの輪を広げる活動を行っています。平成26年度には、各地区の推進員が地域の情報を盛り込んだウォーキングマップを作成し、翌年度からはそのマップを活用した健康づくり推進事業が開始されました。今は推進員に負担がかからないように協議を重ね、健康アンバサダー、ボランティアという形に移行してきています。また、保健師の企業訪問により企業の健康意識の醸成を図っています。市職員も多く参加しているわくわく健康ポイント事業は、活動量計やスマートフォンを活用しポイントをためます。市内の店舗で利用でき、健康寿命の延伸を図りつつ経済活

動にも貢献しています。笑いで健康づくり推進事業では、令和4年度は愛媛プロレス、笑いヨガを検討中とのことでした。本市でもNスポーツコミッションと連携した数々の健康寿命の延伸に寄与する取組も行われ、さらなる連携で健康と経済、地域コミュニティの活性化を進めていけると改めて実感できました。また、健康量計やアプリケーションの活用では、地域ポイントへの交換が市民の健康づくりを始めるきっかけになることを確認しました。少子高齢化対策として市民、企業、行政が一体となることが重要であると改めて認識しました。

赤磐市では、エコプラザあかいわ、赤磐環境センターについて視察しました。名寄地区衛生施設事務組合では、炭化処理施設が老朽化し、現在循環型社会形成と最終処分場の延命化を図るため中間処理施設の検討が進められており、望ましい処理施設の参考にするために視察先としました。人口推移とごみの排出量では、人口減少よりも総排出量は減少しており、1日1人当たりの具体的な目標を設定し、取り組んでいます。総排出量減少の背景には、リサイクル率の向上が効果を上げていました。名寄市においても高齢者や転勤者が分かりやすい分別方法を検討する中で、プラスチック処理の分別の考え方、総排出量の減量化に向けての取組を含めた機種選定と分別を進める際の具体的な手法について学ぶことができました。また、設備導入に向けては最終処分場の延命対策及びランニングコストの低減に向けた建設費用を考えることが必要であると感じました。

コロナウイルス感染症で2年間視察ができませんでしたでしたが、今回4市を視察し、創意工夫を重ね、輝いている担当者に大いに刺激を受けましたので、この視察を通して得た結果を今後の活動に生かしていきたいと思えます。

以上、市民福祉常任委員会の行政視察報告といたします。

○議長（東 千春議員） 経済建設常任委員会、

山田典幸委員長。

○経済建設常任委員長（山田典幸議員） 令和4年度経済建設常任委員会の行政視察について御報告をいたします。

7月12日及び13日の2日間の日程で室蘭市、登別市、富良野市の計3か所にて行政視察を行いました。室蘭市では、地方再生コンパクトシティの取組について視察を行いました。鉄のまちとして栄えた室蘭市においてもピーク時約16万人を数えた人口も2020年には約8万2,000人となり、人口減少が急速に進行している状況に置かれております。室蘭駅周辺地区には港、文化、歴史、公共施設、商店街等の地域資源があるものの、人口減少に伴う空き家等の増加によるまちの空洞化のほか、公共施設の更新が課題となっており、老朽化する公共施設の再編を契機に都市のコンパクト化や地域の稼ぐ力の向上に取り組むこととし、平成30年度に創設された国土交通省の新規施策である地方再生コンパクトシティにおいて全国で32都市が選定されるモデル都市の一都市として選定され、平成30年度から3年間、社会資本整備総合交付金による集中支援を受けました。このことにより室蘭駅周辺地区都市再生整備計画事業が開始され、3つの広域交流、道外、市外、市内の促進と来街者を迎えるまちの顔としてふさわしいにぎわいの創出をテーマとし、地域資源を生かした官民連携による様々な取組を通じ、地方再生に取り組んでおります。代表的な取組としては、図書館と環境科学館を合築し、公共施設の集約を図り、その他特徴的な取組としてはエリア内の回遊性の向上に向けて道内最古の木造駅舎である旧室蘭駅舎と隣接する公園を一体的に整備し、散策路として歩いてもらう仕掛けとして案内板の設置を行いました。また、室蘭の町中を総合的にプロデュースする官民連携の取組であるまちプロ室蘭によりまちづくりの担い手発掘や空き店舗、遊休不動産の活用、創業支援など商店街の活性化、にぎわいづくりに向けた取組が行われております。

事業実施の効果として、エリア内の空き店舗活用件数が大幅に増加したことと空き地に賃貸アパートが建設されるなど土地活用の動きが出てきているとのことでした。また、自発的ににぎわいづくりに関わる市民有志が継続的な活動を開始したことも大きな成果であったとのことでした。今後の課題として、にぎわいを持続的なものとするために公共施設利用者を町中へ回遊させる官民連携体制を一層強化することにより民間主導のまちづくり、にぎわいづくりの動きなど民間の発想の実現に向けて行政が最大限サポートしていくことが必要とのことでした。本市においても公共施設の老朽化や中心市街地の活性化策など同様の課題があり、国の交付金などの有効活用はもちろんですが、民間主導のまちづくり、にぎわいづくりの動きを行政が実現に向けサポートしていく官民連携体制の確立が重要であることを改めて認識した意義のある視察でありました。

登別市では、コロナ禍における観光施策について視察を行いました。全国でも有数の温泉地である登別温泉は、コロナ禍前は国内外から年間約400万人もの観光客を受け入れていましたが、令和2年には約100万人まで落ち込み、外国人宿泊延べ数も平成29年には約51万人を数えましたが、令和2年には230人まで激減をいたしました。そのような状況の下、令和2年の緊急事態宣言の解除に伴い、観光客の早期回復を期するため湯之国登別応援事業補助金や湯之国登別クーポン発行事業補助金を創設し、足元のマーケットの拡大と市外からの入り込み観光需要を増やすための施策として3回のクーポン発行事業を展開いたしました。また、ネット通販システムにも力を入れ、人気のお土産などの通信販売を実施したとのことでした。コロナ禍以前は、登別市の宿泊延べ数の約4割をインバウンド需要が占めていたことからインバウンド需要の早期回復が望まれており、現在は訪日外国人受入れ環境整備をさらに充実させ、海外プロモーションを再開させつつ、

観光客回復に備えた取組を進めているとのことでした。施策の効果については、市民を対象とした湯ったりキャンペーンやクーポン券発行事業の結果、クーポン券の回収率は96%と高い効果を得ることができたとのことでした。また、宿泊はもとより土産物店、飲食店、テーマパークなどを積極的に利用してもらえた結果、一定の外貨を獲得することで域内経済は持ちこたえられ、観光関連産業回復の一助となったとのことでした。今後の課題と展望については、落ち込んだ観光客の回復には入り込みの4割を占めるインバウンドの回復が必要不可欠であり、今後観光客のニーズの変化に即応でき得る体制を整え、受入れ環境の整備をはじめ海外プロモーションや情報発信などに努めていく。また、今後は新たな観光需要として、国内外からの登別版ワーケーションを提案し、ワーケーションやサテライトオフィスなどの誘致を増やすことを模索したい。あわせて、新千歳空港を観光客の出入口として、胆振管内の観光名所を有する自治体との連携を図っていくことも考えていきたいとのことでした。本市と登別市では、観光立地の条件が大きく異なるところではありますが、アフターコロナの新たな観光施策としてのワーケーションやサテライトオフィスの誘致の考え方や広域連携による観光施策の展開など道北の観光振興にも生かせる内容が多くありました。

富良野市では、民間を主軸とした官民協働による複合的中心市街地活性化事業についてふらのまちづくり株式会社に伺い、視察を行いました。ふらのまちづくり株式会社は、まちづくりに関わる公共性の高い事業を主たる業務として事業展開し、富良野市の中心市街地の活性化に寄与することを目的として平成15年に設立されました。同社が主体となって推進する民間主導により収益を上げることが目標とした富良野市中心市街地活性化基本計画に複数の事業が掲載されています。中でも富良野のブランドイメージを押し出した食材、加工食品などを販売し、イベント実施のための多目

的広場を整備、観光の拠点としての機能を有する施設の整備事業としてフラノマルシェ整備事業、商店街及び未利用地を市街地再開発事業により一体的に開発し、高齢者住宅、クリニック、店舗、事務所、住宅を整備する事業としてネーブルタウン整備事業などを柱として同計画が開始され、フラノマルシェは平成22年にオープン、平成27年にはフラノマルシェ2を含むネーブルタウン整備事業が完成しております。本年6月現在、マルシェ1ではテナント9件、うち直営3件、マルシェ2ではテナント9件、うち直営2件、独立店舗2件、合計18店舗となっており、テナントのうち8件が新規創業となっております。事業の効果として、富良野市の観光客入り込み数では平成21年までのマルシェ整備前の中心市街地でおよそ6万人程度であったものがマルシェ1開業後60万人、マルシェ2開業後の平成28年では122万人、令和2年のコロナ禍においても91万人と整備前と比較して10倍以上を堅持しております。これにより、ふらのまちづくり株式会社を含む5つの関連会社で組織するふらのまちづくりグループ全体では令和3年度6億7,000万円の売上高があるとのことでした。また、経済効果としてはマルシェ完成後から間接1次効果98億円、総合効果は113億円以上との試算がされているとのことでした。その要因は、出店者が全て地元事業者であること、販売品目の多くが地元企業の商品であることと地元の原材料を積極的に利用していること、事業が地元企業の受注工事であることと分析がされております。そのほか、中心市街地の変化としてはマルシェ隣接の路線価が6年連続で上昇しており、地元事業者にとっては含み資産の増加となり、金融機関等での融資条件の緩和に直結することで設備投資への追い風にもなっているとのことでした。本市においても今後想定されるであろうまちづくり会社を中心とした民間主導による官民協働事業の成功事例を学ぶことができ、大変意義深い視察でありました。



以上、経済建設常任委員会の行政視察報告といたします。

○議長（東 千春議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

---

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年第3回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

---

閉会 午後 2時09分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 清 水 一 夫